

# 【出席停止の感染症】

平成27年改訂版

感染症の登校基準が下記のとおり学校保健法によって決められていますので、これらの病気に罹った場合は感染の防止と健康の回復のために休養し、下表の基準にあわせて、登校して下さい。

種別	感染症の種類	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）	<p>治癒するまで</p> <p>※ 左記以外に、「感染性の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなす。</p>
第二種	以下の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められた時は、このかぎりではない。	
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺の腫脹が、発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 <u>※その他</u> の感染症	<p>病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで</p> <p>※学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐために必要に応じて学校長が第三種の感染症として措置をとることが出来る疾患</p>

④ 発症日を「0」と数える

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ

マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症（まれにノロウイルスも含まれることあり）など

**この用紙は、担任または保健室からご家庭にお渡しします。（学校HPからもDLできます。）**

**治療証明書に病院で記入していただき、登校許可ができましたら、登校再開時に持参の上登校し、担任に提出してください。ご不明な点は保健室にお問い合わせください。（03-3263-3014 保健室内線107）**